

令和4年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年3月28日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場本庁舎 2階 大会議室													
議 長	宍戸 邦夫													
開閉会日時及び宣告	開 会	令和4年3月28日 午後1時30分												
	閉 会	令和4年3月28日 午後2時18分												
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
	1	芦 田 宏 治	○	5	宮 本 裕 之	○								
	2	大 下 正 幸	○	6	熊 高 昌 三	○								
	3	山 本 優	○	7	湊 俊 文	○								
	4	美 濃 孝 二	○	8	宍 戸 邦 夫	○								
会議録署名議員	3番 山 本 優			4番 美 濃 孝 二										
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	箕 野 博 司	局 長	児 玉 一 朗										
	副管理者	石 丸 伸 二	所 長	村 田 浩 章										
議 事 日 程	日程第1 会議録署名議員の指名について													
	日程第2 会期の決定について													
	日程第3 諸般の報告													
	日程第4 議案第1号	令和3年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算(第1号)												
	日程第5 議案第2号	令和4年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について												
	日程第6 議案第3号	令和4年度芸北広域環境施設組合一般会計予算												
	日程第7 閉会中の継続審査の申し出について													
会議に付した事件	議事日程に同じ													
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において3番、山本優君及び4番、美濃孝二君を指名いたします。</p>
日程第2	議 長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本定例会の運営については、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、熊高昌三君の報告を求めます。</p> <p>自席にて御報告をお願いいたします。</p>
	議会運営委員長	はい、議長。
	議 長	はい、熊高委員長。
	議会運営委員長	はい。議会運営委員会の報告をさせていただきます。
		<p>本日招集されました令和4年第1回定例会の運営につきまして、3月18日に議会運営委員会を議長出席のもと開催をいたしました。</p> <p>本定例会への提出議案は、3件でございます。事務局から議案の説明を受け、協議をいたしました結果、会期につきましては、本日1日限りということに決定させていただきました。</p> <p>議案の内容につきましては、お手元に配付してあります提出議案書のとおりでございます。</p> <p>なお、閉会中の継続審査につきまして、議長に申し出をいたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
	議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」という者あり〕</p>
	議 長	異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。
日程第3	議 長	<p>日程第3、「諸般の報告」をいたします。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 4	議 長	<p>初めに、本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、事務局長及び所長です。</p> <p>次に監査委員から、令和3年度第2回定例監査及び令和3年度上半期分の例月出納検査の報告を受けております。お手元に配付しておりますので、御了承願います。</p> <p>以上で、諸般の報告を終わります。</p>
	議 長	<p>日程第 4、議案第 1 号、「令和 3 年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者、箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>〔一同、「こんにちは」〕</p>
	管 理 者	<p>提案理由の説明ということでございますが、その前に一言御挨拶を申し上げさせていただきます。</p> <p>令和 4 年第 1 回の定例会にあたり、皆様方には、年度末という、公私とも大変お忙しい時期に、こうして組合議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、議員各位におかれましては、平素より組合運営に対し、御支援・御協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>本日は、来年度の予算審議を中心に、3 件の議案を提出させていただきます。</p> <p>災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済や住民生活に大きな影響を与えています。ごみ処理業務を安定的に継続していくために、減量化とリサイクルへの取り組みを活発化させていきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いをいたします。</p> <p>また、今後の施設整備に係る調査状況につきましても、前回に引き続き、この議会終了後開催されます全員協議会で、御説明をさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号、「令和 3 年度 芸北広域環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）」の提案理由を説明いたします。</p> <p>お配りをしております、補正の予算書、「令和 3 年度予算書、一般会計予算（補正第 1 号）」の 1 ページ目を、お開きください。</p> <p>「令和 3 年度 芸北広域環境施設組合 一般会計補正予算（第 1</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>号)」です。</p> <p>歳入歳出予算に、それぞれ、17,878,000円を追加し、歳入歳出それぞれ、746,510,000円とするものでございます。</p> <p>また、施設整備の調査事業につきまして、繰越明許費を設定させていただいております。</p> <p>詳細につきましては、事務局の方から説明しますので、よろしくお願いたします。</p> <p>ここで詳細について、事務局に説明を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。失礼いたします。事務局より補正予算の詳細につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>今、御覧いただいております補正予算書でございますけれども、2ページ目を御覧いただければと思います。歳入歳出17,878,000円の追加の内容でございますけれども、歳入の方、手数料2,135,000円の減額、県補助金1,922,000円の減額、繰越金9,868,000円の増額、雑入12,067,000円の増額でございます。</p> <p>歳出の方は、総務管理費の48,868,000円の増額、清掃費の30,990,000円の減額となっております。</p> <p>続きまして、次のページ、3ページでございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費として、第2表にございます、好気性発酵乾燥（トンネルコンポスト）方式等による施設整備に係る実現可能性調査事業につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。この調査につきましては、次年度以降も継続した事業として実施させていただきたいと思っております。</p> <p>4ページ以降は、事項別明細書になっておりますけれども、この説明は省略させていただいて、参考資料として、お配りしております、資料1の方を御覧いただければと思います。こちらの方に詳細を記述しておりますけれども、主には、歳入歳出の見込み額を算出しまして、その余剰分を財政調整基金に積立を行う、というものでございます。</p> <p>歳出の方では、生ごみ処理装置による事業系一般廃棄物の減量化が装置納入の遅れにより実施できない状況で、それについて歳出及び県補助金の減額がございます。それから、資料1の3ページになりますけれども、ごみの減少により、ごみ処理手数料の歳入</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 5	局 長	減が見込まれることと、一方、有価物、古紙・金属等ですが、これについては、単価の上昇もあって増額の見込でございます。
	議 長	<p>こうした歳入歳出見込の調整によりまして、基金の積立、2 ページの中央の表でございますけれども、積立額は、当初、補正前の利子分のみ 200,000 円から、49,068,000 円に増額となり、年度末基金残高は、103,423,000 円となる見込でございます。</p> <p>以上、補正の説明とさせていただきます。</p>
	議 長	<p>これをもって、提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>〔 「なし」という者あり 〕</p>
	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>〔 「なし」という者あり 〕</p>
	議 長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより、議案第 1 号、「令和 3 年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）」を、起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。</p> <p>〔 賛成者が起立する 〕</p>
	議 長	<p>起立多数であります。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 5、議案第 2 号、「令和 4 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者	議 長。
	議 長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	<p>はい。それでは、お配りをしております、提出議案書の 2 ページ目を御覧ください。</p> <p>議案第 2 号「令和 4 年度 芸北広域環境施設組合 一般会計予算に対する 関係市町の負担割合について」です。芸北広域環境施設組合規約第 13 条第 3 項の規定によりまして、令和 4 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合を、3 ページにございます、別表のとおりとするものでございます。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>内容につきましては、事務局が説明しますので、よろしくお願ひします。</p>
	議 長 局 長 議 長 局 長	<p>ここで、詳細について、事務局に説明を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。事務局より御説明を申し上げます。</p>
		<p>提出議案書の3ページをお開きください。令和4年度の安芸高田市、北広島町の組合負担金の負担割合を定める表でございます。上の表の区分という列がございますが、款、項の各科目ごとに基本割、人口割、実績割に基づいて市と町の負担割合を計算しております。ほとんどの経費は、その科目の総額の30%を基本割、70%を人口割としております。基本割というのは、合併前の町数になっておまして、安芸高田市が6町、北広島町が4町ということになりますので、それぞれ6/10、4/10という割合になっております。</p> <p>人口割は、各市町の人口の割合で、下の表のとおりです。</p> <p>衛生費のごみ処理費のうち、維持管理費についてのみ、基本割20%、人口割10%、実績割70%となっております。この実績割といいますのは、下の表にございます、きれいセンターでのごみ処理量の割合です。予算年度の前年度の暦年実績、令和3年1月～12月の処理量で、安芸高田市、7,452.01トン、北広島町4,827.69トンという数字になっております。</p> <p>資料の2の方に、詳細なごみ種別ごとの処理量と前年比較を載せております。ちょっと小さい数字でわかりにくいんですけども合計で見ますと、昨年と比較し、令和3年は、上の表の右下の赤い数字ですけども、ごみですけども、-227,610キログラム、-227トンですけども減少しておまして、内訳としては、事業系ごみが195トン減少している状況です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>これをもって、提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>〔「なし」という者あり〕</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>〔「なし」という者あり〕</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより、議案第2号、「令和4年度芸北広域環境施設組合一般</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	議 長	<p>会計予算に対する関係市町の負担割合について」を、起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者が起立する〕</p>
	議 長	<p>起立多数であります。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 6、議案第 3 号、「令和 4 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者	<p>議長。</p>
	議 長	<p>管理者、箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>はい。議案第 3 号「令和 4 年度 芸北広域環境施設組合一般会計予算」について、御説明申し上げます。</p> <p>お配りをしております、令和 4 年度予算書、一般会計予算の 1 ページ目を御覧ください。令和 4 年度の歳入歳出予算の総額は、709,906,000 円です。令和 3 年度の当初予算と比較し、18,726,000 円の減、率にして 2.6%の減となっております。</p> <p>詳細につきましては、事務局から説明いたします。御審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>ここで詳細について、事務局に説明を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。事務局より予算の概要につきまして、御説明いたします。</p> <p>御覧いただいております予算書の方、7 ページ・8 ページを御覧ください。7 ページ・8 ページが歳入の内訳で、1 款 1 項 1 目が通常経費負担金、安芸高田市・北広島町の負担金となっております。前年度予算額と比較しまして、75,301,000 円の増の 542,347,000 円となっております。以降、各項ごと、御覧のとおりでございます。</p> <p>9 ページ、10 ページですが、繰入金、5 款の繰入金ですけれども、本年度予算額は、款の確保のための 1,000 円のみでございます。実質、基金の取り崩しを行わない予算編成となっております。以降、御覧のとおりでございます。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>次のページ 11 ページ・12 ページでございますけれども、歳出の内訳でございます。1 款が議会費、2 款、総務費となっております。</p> <p>13 ページ・14 ページと続きまして、15 ページからが衛生費でございます。4 年度予算額 665,606,000 円で前年度予算額と比較しまして、18,420,000 円の減となっております。内訳の方、説明欄にございますとおりでございます。</p> <p>17 ページ・18 ページの方、予備費でございますして、19 ページが先程の負担割合の表でございます。20 ページが、その負担割合に基づいて算出した市町の負担金額の目別の内訳でございます。</p> <p>以降、給与費明細書でございますが、組合の職員給与につきましては、北広島町の職員給与に準じたものとなっております。また、職員数は、11 名でございます。職員手当等についても北広島町に準じたものとなっております。</p> <p>以上で、予算書の説明を終わりました、説明資料で、予算の内容につきまして、御説明させていただければと思います。</p> <p>予算の全体でございますけれども、資料の 3 を御覧ください。歳入と歳出の 3 年度と 4 年度の予算比較です。歳入の方、安芸高田市の負担金が 331,905,000 円、昨年度比 45,720,000 円の増、北広島町の負担金が 210,442,000 円、昨年度比 29,581,000 円の増でございます。歳出の方、御覧のとおりですけれども、光熱費と備品購入費を除きまして、減額予算となっております。</p> <p>2 の項に財政調整基金の状況の表がございます。先ほどの補正予算の議案で説明したとおり、令和 3 年度末で 103,423,000 円の基金残高を見込める予定です。これまでは、基金を取り崩しながらの予算編成でございましたが、管理者・副管理者の協議の上、基金の運用方針として、年間修繕費にあたる約 1 億円を適正な基金残高として、剰余金が生じた場合は、基金に積み立て、翌年度の市町負担金の低減に活用するという事としております。</p> <p>次に資料の 4 ですけれども、市町負担金及び衛生費の予算額推移でございます。下のカラーのグラフがございますけれども、平成 21 年から令和 4 年までオレンジ色が安芸高田市さんの負担金、青い線が北広島町さんの負担金です。今回、令和 4 年度で平成 21 年度の負担金水準に戻ったわけでございますが、今後は、この水準の負担金で問題なく運営できると思っております。これ以上、上昇させない、そのように取り組んで参りたいと思っております。</p> <p>それから、資料の 5 をお願いします。資料 5 の方に今回の予算</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>の算出根拠を載せております。1 ページ目が、ごみ処理手数料でございますが、その内訳です。それから、2 ページ目の方が雑入、有価物の売却代の見込みでございます。3 年度と 4 年度の単価、数量の比較を載せております。その表の 4 年度の単価ですが、鉄やアルミの単価が上昇しております。増額予算としております。一方、3 ページの方の燃料費については、値上げが続いております。予算額も増額となっております。</p> <p>続きまして、資料の 6 ですけれども、こちらの方に施策の内容をもう少し具体的に説明しております。1 ページ目には、整備補修方針がございますが、焼却施設に特化した補修を計画的に実施しております。中ほどに表がございますが、施設の老朽化に伴って、整備費は増加する傾向にあります。</p> <p>それから 2 ページの方、焼却量を減らすために、資源化に取り組んでいる状況です。中ほどの表は、それぞれの資源化費用の推移でございますけれども、令和 4 年度は、粗大ごみ等、若干ごみの減少傾向がみられることから減額予算としております。</p> <p>3 ページの方が、ごみの減量化・リサイクルを推進するために、取り組む事業内容でございます。(1)として、事業所の生ごみ、これについては、小規模排出事業者に対しては、次世代型生ごみ処理機、以前、きれいセンターでテストを行った、シカ等の死亡獣畜の処理機と同様のものですが、この機械を組合で購入して、地域あるいは事業所に設置して、投入し処理してもらう、というものです。</p> <p>一方、大規模排出事業者につきましては、量も多量ですので、肥料化工場で資源化を行ってもらう、というものです。これまで、スーパーや病院等をお願いしてきたんですが、分別までは出来ているんですが、運搬ができないということで御賛同いただけなかった、御協力いただけなかった部分もありますので、今回、収集運搬については、組合が協力して、収集する体制づくりを検討し、その上で費用対効果をみながら、また提案していきたいと思っております。幸い、組合管内に食品残渣の肥料化工場が、それぞれ北広島町内、安芸高田市内にございますので、そういった企業とも連携しながら取り組みを進めたいと思っております。</p> <p>(2)の事業所の紙類ですけれども、これは、オフィス町内会というのを作りまして、今、地域でやっておられる資源回収を工場や商店でも同じように、組織化して、古紙や資源物の回収資源化を行う</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>というもので、これも運搬の仕組みを整えるということで、障害者施設、あるいはシルバー人材センターに運搬を委託することで、こうした仕組み作りを行っていきたいと思っております。</p> <p>それから、(3)ですが、一般家庭の生ごみについては、家庭用の生ごみコンポストを普及させることで減量に取り組みたいと思っております。実際、安芸高田市さんでは、平成28年度に、「竹チップでコンポスト」というモニター事業を実施されたこともありまして、今回もその竹チップを利用したコンポストというのを環境団体等を中心に拡げていければと思っております。</p> <p>こちらの方、一応準備させてもらっているのが、後でまたお見せしますけれども、こういったエコバッグ的なもので、生ごみの処理が出来るようなものを考えておられるので、こちらでまた考えながら、デザインも含めて、台所やアパート等にも置きやすいものとなっているので、こちらの製品で検討したいと考えております。</p> <p>以上で説明の方、終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>これをもって、提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。</p> <p>議案につきましては、一般会計予算ということでございますが、一般質問を別に設けておりませんので、組合の施策のこと、きれいセンターのことやごみの収集のことなど、全般にわたっての質疑がございましたら、ここで、質問いただきたいと思います。</p> <p>なお、質疑は、一問一答方式とし、挙手の上、自席で起立によって行ってください。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
	4 番 議 員	議 長。
	議 長	4番、美濃孝二君。
	4 番 議 員	<p>はい、4番、美濃です。簡潔に3点、伺います。</p> <p>1つは、先ほど若干説明がありましたが、一般廃棄物、ごみ処理の問題についてですが、平成29年度に、こういう「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、平成29年から平成38年、令和8年までの10年間の計画がなされています。先ほど、説明のあった様々な減量化・リサイクルについては、これの内容でもあるんですが、全般的な問題について、計画を立てて、どう進めていくかということをお明らかにしないとイケないと思います。10年間のちょうど5年の折り返し点が、今であります。後期の5年間にあたって、どのように進める</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	4 番 議 員	<p>のか、まずですね、実施計画というのが、総合計画があって、5年毎の実施計画があるというのが普通なんです、そういう実施計画があるんでしょうか。まず、お伺いします。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。</p>
	局 長	<p>議長。</p>
	議 長	<p>局長、児玉一朗君。</p>
	局 長	<p>はい。そうですね、一般廃棄物ごみ処理実施計画というのは、ございます。それぞれ各年度のごみの量ですとか、資源化先について記載したものを毎年度4月1日に告示、あるいはホームページの方に、ホームページで公表しております。</p> <p>ただし、減量化の計画については、大雑把な、といいますか、具体的な計画というのはないので、議員さんがおっしゃるような内容については、ちょっと入ってないと思います。収集運搬の計画ですとか、そういった資源化先の計画ということに限定したものととなっております。以上です。</p>
	議 長	<p>答弁を終わります。</p>
	4 番 議 員	<p>はい、議長。</p>
	議 長	<p>4番、美濃孝二君。</p>
	4 番 議 員	<p>はい。あるけれども、具体的でないということでありまして。やはりあの、残された期間が非常に短いわけですので、例えば、先ほどの説明のあったオフィス町内会の取り組みですが、以前から、こういうことは言われていますが、やっとな業務委託でやるということになってきて、令和4年度なったようであります。それまでは、組合と市町が協力してやるような話だと思っておりますが、やはり場当たりのではなくて、どう実施するかを明らかにして、きれいセンターの役割、市・町の役割、この部分を明確にして体制を含めてやらなくちゃいけない、以前もお話したこともありますけれども。そういう計画を作る予定はないんでしょうか。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。</p>
	局 長	<p>議長。</p>
	議 長	<p>はい、事務局長、児玉一朗君。</p>
	局 長	<p>はい。そうですね、実際のところ、各年度当初にですね、今のごみの現状等みながら、市町組合連絡会議というのを、年間5、6回開いているんですけども、その中で今年度、どういった形で市町さんと一緒に取り組んでいこうということで計画してやってきている状況ですが、確かに議員さんがおっしゃるように、今回、予算を</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	つけて業務委託ということで、やっと進み始めたんですけれども。これまでは、まあ、掛け声に終わっている部分もあるので、そのあたりがちょっと課題にはなっているんですけれども。まあ、文書化して、ちゃんとした計画スケジュールを立てなきゃいけないというのは、確かにおっしゃるとおりかなとは思いますが。以上です。
	議 長	答弁を終わります。
	4 番 議 員	議長。
	議 長	4番、美濃孝二君。
	4 番 議 員	はい。先ほど、最終的に言われた、文書化してですね、やらないと、何かこう、はっきりとしない、総括も出来ない、ということになりますので、ぜひ後期のこれについては作って、そして年度毎に取り組んでいく、というふうをお願いしたいと思います、要請をしたいと思います。 2点目はですね、アパートからのごみが分別・資源化されないで、そのまま事業系ごみとして、きれいセンターに搬入されているということをお聞きしております。この取り組みについてですね、時間も無いんで、簡単に言いますと、先ほど言った、ごみ処理計画の中に、32ページになるんですが、「アパート等のごみ出しマナー改善に向けて分別徹底を呼びかけるチラシを配布、又、守られない住民に対しては直接指導を行う。」というふうに書いてあるんですが、これは行われているのかどうか、伺います。
	議 長	答弁を求めます。
	局 長	議長。
	議 長	事務局長、児玉一朗君。
	局 長	はい。アパートのごみ出しにつきまして、組合が収集しているものと、それから許可業者さんが収集しているものがございます。組合が収集しているものにつきましては、分別の内容とかの把握が出来ておりますので、分別が悪い場合には、アパートの経営者の方に、改善していただくようお願いをしております。 一方、許可業者さんが集められるごみにつきましては、その内容については把握しておりませんので、どういう状況になっているかはわかりませんので、そのあたりの指導というのは出来ておりません。あくまで許可業者さんが、きれいセンターに持ち込まれた場合、例えば、ダンボールがたくさんあるようでしたら注意をする、というような、そういった事で限定しています。以上です。
	議 長	答弁を終わります。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	4 番議員 議 長	議長。 4番、美濃孝二君。
	4 番議員	はい。許可業者ですね、そのまま持ってくるものがかかなりある。この千代田地域もたくさんアパートが出来ておりまして、困っていると、集団回収もできないと。各市・町で、やらないと進まないというふうに思うんですが、管理者、副管理者に今後どのように取り組まれるか、お伺いいたします。
	管 理 者 議 長	議長。 答弁を求めます。
	管 理 者	管理者、箕野 博司君。
	管 理 者	はい。アパートのごみの問題でありますけれども、これについては、やはり協力を、ある程度お願いをしていかなければならないというふうに思っております。ただ、どこまで徹底できるかというのは、若干、難しい面もありますけれども、いずれにしても、そういった努力は、してまいりたいと考えております。
	管 理 者	市町担当部局ときれいセンターの方でも、先ほど申し上げましたけども、一緒に協議する会がありますので、そこらの対策も練ってまいりたいと考えております。
	議 長	副管理者ありますか。
	副管理者	議長。
	議 長	副管理者、石丸伸二君。
	副管理者	はい。安芸高田市としては、アパート等のごみの収集については、指導やお願いというものではなく、適正な費用負担を求めていくべきだというふうに考えています。
	副管理者	実際、アパートの運営では、共益費等で相応の費用を住民の方が負担をしているケースが往々にしてあります。そうした先にですね、その費用をどこでどのように按分するか、ということで解決が可能なんではないかと、そのように考えています。
	議 長	以上で、答弁を終わります。
	4 番議員	議長。
	議 長	4番、美濃孝二君。
	4 番議員	はい。市、町で少しニュアンスが違ったんですが、先ほどあった市町の担当者会議で、しっかりとですね、情報共有をして対策を打ってほしいと思います。
	4 番議員	最後に3つ目ですが、簡潔にします。この4月1日から施行される「プラスチック資源循環促進法」に基づいて、これに対し、まあ、

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>4 番議員</p> <p>議 長 局 長 議 長 局 長</p> <p>議 長 4 番議員 議 長 4 番議員</p>	<p>法が変わるわけですが、どう対応するのか、きれいセンターはどうするのか。また、事業者への啓発・周知ですね、どういうふうにするのか、伺います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。「プラスチック資源循環法」ですけれども、組合といたしましては、この法律、プラスチック、今まで燃えるごみで燃やしていたものを資源として活用しようというのが一つの方向であります。今、組合では、容器包装プラですね、ペットボトルですとか、食品トレイとか、容器に限っては、ピンクの袋で集めています。これをさらに、まだ他の市町でも動きがそれほどないんですけれども、今後プラスチック製品、例えば、ハンガーですとか、おもちゃですとか、衣装ケースのようなもの、そういったプラスチック製品も、分別収集する仕組みというのを検討したいと思っております。それによって、燃えるごみの減量にも繋がりますし、結局は温暖化の、CO₂の排出の削減にも繋がってきますので、その取り組みは、少し検討したいと思っております。</p> <p>それから、事業者についてですけど、もう既に大規模な事業者さんでは、ストローを配らないとか、紙製の物に変えるとか、というところの動きが出来ております。そういった流れも出て来ておりますので、業者の方の動きも、まだこれからというところはあるんですけれども、動向を踏まえながら、またこちらの方で協力出来るところがあれば考えていきたいと思っております。以上です。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>議長。</p> <p>4番、美濃孝二君。</p> <p>はい。一緒に回収しよう。ところが、きれいセンターにくると更に分別をしなくちゃいけない、ということになりましてね、国の方で、その費用負担をしようかという話もありますが、実際そういう費用負担について具体化しているのか、作業が増えるだけなのかについて伺います。</p> <p>最後にですね、カーボンニュートラル、2050年までということが言われていますけれども、あと8年経った2030年までに、現在の半分にする、燃やさないということですね。それで、2050年までには、ゼロとなりますと、もう燃やすということはない、となりますの</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>4 番議員</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>で。この「プラ資源法」をですね、早期に徹底をしていかないとゼロにはならないんじゃないかと思いますが、その分別方法とその負担及びカーボンニュートラルの取り組みについて、お答えください。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。今の分別についての国の助成なんですけども、今、国の方では、新しくこういうプラスチック製品を集める自治体についてはですね、地方交付税の措置をするような事になっております。それから、新しい施設を作る時に循環型交付金という、例えば焼却施設とか建物を造る時、1/3から1/2の補助があるんですけども、その時の補助の要件として、このプラスチックの分別収集をしているという事を要件に、新しく加えられているというような状況がございます。</p> <p>先ほど、議員さんがおっしゃったように、一括回収というやり方、これは、今ある容器包装ごみですね、それとハンガーとかのプラスチック製品を一緒に集めるというやり方なんですけれども、これは確かに、きれいセンターというよりは最終的な資源化業者さんでも、結構手間がかかるということで、うちの組合で考えているのは、プラスチック製品と容器包装は、それぞれ別に集めようというやり方で、今考えています。せつかく、容器包装の分別でですね、ハンガーはダメです、鉛筆とかシャープペンシルとか、それはダメです、と今まで言ってきたのがですね、今度は、プラスチックなら何でも入れてもいい、というのは、確かに住民の方にとっては便利なんですけれども、最終的に分ける方からすると、やはり問題もあるので、これまで通りのやり方で、分別品目を一つ増やすということで考えたいと思っております。</p> <p>もう一つ、おっしゃられた事ですね、カーボンニュートラル、温暖化ガスの排出についてですけども、結局、プラスチックっていうのが石油製品で作られていますので、それを燃やすというのは、CO₂の排出に繋がるということで、焼却いけない、焼却やめましょうということで、今のプラスチック分別リサイクルが、国の方も進めているわけでございます。</p> <p>一方、生ごみとかですね、野菜くず、これを燃やすというのは、基本的に、その植物がCO₂を吸収しているものを燃やして、それ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	が出て来るといふ考えなので、その焼却については、CO ₂ はカウントされないという事になっております。ですから、結局は、プラスチック、それをまあ、燃やさなければCO ₂ は、排出ゼロとみなされるという事になっております。以上です。
	議 長	答弁を終わります。
	4 番 議 員	議長。
	議 長	4番、美濃孝二君。
	4 番 議 員	はい。時間がないので最後にします。
		そうなんです、ちょっと気になったのは、新施設を造る場合、1/3国の補助がある。当然これは焼却施設というふうに思うんですよ。しかし、28年後には、先ほど言いましたように、もう燃やすことが出来ない、そのカーボンについてはですね。だから新しい施設を造っても、もうそれ以上は、使えなくなるのではないかという心配がある。全協、この後、全協で、あり方について議論もありますが、当然、最終的に燃やさないという選択肢になっていくんじゃないかと思っておりますので、徹底した分別を今から始めていかないと、このカーボンニュートラルというものは出来ないんじゃないかと考えるんですが、管理者はどうお考えか、伺います。
	議 長	答弁を求めます。
	管 理 者	議長。
	議 長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	プラスチックごみについては、きちっとした整理になっていないと思っております、今後の状況をみながら検討をしていきたいというふうに思っております。この後、コンサルから説明がありますけども、焼却した中で発電をする、というような形での整理になっておろうと思っております。ここらも含めて、今後どうあるべきかという議論は、当然していかねばならないと考えております。
	議 長	答弁を終わります。
	4 番 議 員	終わります。
	議 長	他に質疑は、ありませんか。
		〔 「なし」と言う者あり 〕
	議 長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
	議 長	これより討論に入ります。討論はありませんか。
		〔 「なし」と言う者あり 〕
	議 長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第7	議 長	<p>これより、議案第3号「令和4年度 芸北広域環境施設組合一般会計予算」を起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔 賛成者が起立する 〕</p>
	議 長	<p>起立多数であります。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第7	議 長	<p>日程第7、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。</p> <p>議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出が提出されております。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔 「異議なし」という者あり 〕</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p>
閉 議	議 長	<p>以上で本定例会に付議されました事件の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>閉会にあたり、副管理者から御挨拶があります。</p>
	副管理者 議 長	<p>議長。</p> <p>石丸副管理者。</p>
	副管理者	<p>はい。本日は、お忙しい中、お集まりくださいまして誠にありがとうございました。</p> <p>先程来、話に出ていますが、今直ちに困る、というよりも、20年、30年後を見通した時に、このままでは、まずいことになる、という問題が山積しています。その意味で、一刻も早く、持続可能な形を実現する必要がありますので、その模索に対して、引き続き御理解と御協力の程、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>
	議 長	<p>これをもって「令和4年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>